

○宇都宮市まちづくりセンター条例

平成23年9月30日

条例第26号

(設置)

第1条 まちづくりに寄与する公共的活動(以下「まちづくり活動」という。)が自主的かつ積極的に行われるよう支援し、市民協働による豊かで活力のある地域社会の実現に資するため、まちづくりセンター(以下「センター」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共的活動 宇都宮市自治基本条例(平成20年条例第50号。以下この条において「条例」という。)第2条第2号に規定する活動をいう。
- (2) 非営利活動団体 条例第2条第6号に規定する団体をいう。
- (3) 地域活動団体 条例第2条第5号に規定する団体をいう。
- (4) 事業者 条例第2条第7号に規定する団体をいう。

(名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 宇都宮市まちづくりセンター

位置 宇都宮市元今泉5丁目9番7号

(事業)

第4条 センターにおいて行う事業は、次のとおりとする。

- (1) まちづくり活動を行う者に対する施設及び附属設備の提供
- (2) まちづくり活動を行う者相互間の連携及び交流の促進
- (3) まちづくり活動に係る情報の収集及び提供
- (4) まちづくり活動に関する相談
- (5) まちづくり活動を行う人材の育成
- (6) まちづくり活動に係る調査及び研究
- (7) その他センターの目的を達成するため必要な事業

(使用者の範囲)

第5条 センターを使用することができる者は、非営利活動団体、地域活動団体、事業者等のうち、まちづくり活動を行い、又は行おうとする者とする。ただし、別表第1に掲げる施設及び附属設備については、次に掲げる者に限り、使用することができる。

- (1) 非営利活動団体としてまちづくり活動を行い、又は行おうとする者
- (2) その他市長が適当と認める者

2 市長は、センターの運営上支障がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する者以外の者にセンターを使用させることができる。

(使用許可)

第6条 別表第1又は別表第2に掲げる施設又は附属設備を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第7条 市長は、前条第1項に規定する使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) 施設又は附属設備をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (4) センターの管理上支障があると認めるとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めるとき。

(使用料)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、別表第1及び別表第2左欄に掲げる区分に応じ、これらの表の右欄に掲げる金額とする。

3 第1項の使用料は、第6条第1項の許可を受ける際に納付しなければならない。

4 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

5 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備等)

第9条 センターを使用する者(以下「使用者」という。)は、センターの使用に当たって、特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を搬入して使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、使用者の負担において特別の設備をさせることができる。

(許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、センターの使用を制限し、又はその許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。

宇都宮市まちづくりセンター条例

- (1) この条例又はこの条例の施行規則に違反したとき。
- (2) 第7条各号の規定に該当するとき。
- (3) 第6条第2項の条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正な手段により第6条第1項の許可を受けたとき。
- (5) その他市長が管理上必要があると認めるとき。

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、センターの設置目的を効果的に達成するため、[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第244条の2第3項](#)の規定による指定管理者(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第12条 [前条](#)の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) [第4条各号](#)に掲げる事業
- (2) センターの使用の許可及び制限
- (3) センターの維持及び管理
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 [前項](#)に規定する場合において、[第6条](#)、[第7条](#)、[第9条](#)及び[第10条](#)の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準)

第13条 指定管理者は、[この条例](#)、[この条例](#)の施行規則及びセンターの管理に関する協定の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

(委任)

第14条 [この条例](#)の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

[この条例](#)は、平成24年1月4日から施行する。

附 則(平成26年3月24日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1(第5条、第6条、第8条関係)

(平26条例2・一部改正)

区分		金額
施設	オフィス	月額 3,080円
附属設備	ロッカー大	年額 370円
	ロッカー小	年額 250円
	メールボックス	年額 150円

別表第2(第6条、第8条関係)

(平26条例2・一部改正)

区分		金額		
		午前9時から正午まで	午後0時30分から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで
施設	研修室A	370円	550円	490円
	研修室B	320円	500円	440円
	研修室C	360円	540円	480円
附属設備	プロジェクター	1台につき 320円		
	スクリーン	1台につき 200円		

備考 金額は、この表に規定する一使用時間当たりのものとする。